

## 海上自衛隊訓令第 27 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 32 条の規定に基づき、作戦情報隊の編制に関する訓令を次のように定める。

令和 2 年 9 月 30 日

防衛大臣 岸 信 夫

### 作戦情報隊の編制に関する訓令

（任務）

**第 1 条** 作戦情報隊は、海上自衛隊の部隊の運用及び訓練に資するため、情報資料（電磁情報隊の編制に関する訓令（令和 2 年海上自衛隊訓令第 28 号）第 1 条に規定する電子情報資料、電子訓練資料及び電子環境資料を除く。以下同じ。）の収集、処理及び配布に関する業務を行うことを任務とする。

（司令及び副長）

**第 2 条** 作戦情報隊の長は、作戦情報隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1 等海佐をもって充てる。

3 司令は、艦隊情報群司令の指揮監督を受け、作戦情報隊の隊務を統括する。

4 作戦情報隊に副長 1 人を置く。

5 副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（編制）

**第 3 条** 作戦情報隊に、次の 5 科を置く。

総務科

作戦情報第 1 科

作戦情報第 2 科

作戦情報第 3 科

電計科

（総務科）

**第 4 条** 総務科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 公印の保管、文書及び統計に関すること。

(2) 人事及び福利厚生に関すること。

(3) 秘密の保全に関すること（作戦情報第 1 科の所掌に属するものを除く。）。

(4) 会計及び物品の取扱いに関すること。

(5) 隊内の事務の連絡調整及び総括に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、作戦情報隊の所掌事務で他の所掌に属しないも

のに関する事。

(作戦情報第1科)

**第5条** 作戦情報第1科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報資料の秘密の保全に関する事。
- (2) 情報資料の収集、処理及び配布に関する指導に関する事。

(作戦情報第2科)

**第6条** 作戦情報第2科においては、情報資料の収集(作戦情報第3科の所掌に属するものを除く。)、処理及び配布に関する事務をつかさどる。

(作戦情報第3科)

**第7条** 作戦情報第3科においては、情報資料の海上における収集に関する事務をつかさどる。

(電計科)

**第8条** 電計科においては、電子計算機等及び電子計算機のプログラムの維持管理に関する事務をつかさどる。

(科長)

**第9条** 科に、科長を置く。

2 科長は、司令の命を受け、科務を掌理する。

(委任規定)

**第10条** この訓令に定めるもののほか、作戦情報隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

## 附 則

1 この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 作戦情報支援隊の編制に関する訓令(平成7年海上自衛隊訓令第19号)
- (2) 基礎情報支援隊の編制に関する訓令(平成9年海上自衛隊訓令第2号)